

美容トラブルにご用心

～きれいになるはずだったのに～

夏に向かって、肌の露出が多くなる季節が近づいてきました。「きれいになりたい」「脱毛して、すべすべの肌になりたい」という気持ちをくすぐるような折り込み広告やインターネット広告があふれています。

「アンチエイジング」「美〇〇」という言葉もあちこちで聞かれます。エステばかりか美容外科や美容クリニックでの美容医療も身近なものになりつつありますが、相談も寄せられています。

広告例

最新医療レーザー脱毛 おためし受付中!

**キャンペーン中、
今なら9,500円!**

先着10名様限定
7月31日(木)まで

4回完了コース
24時間予約受付中

80% OFF

芸能モデル御用達

実績 NO.1

永久保証

無料カウンセリング受付中

モニター大募集 | シミ取りレーザー シミ3ヵ所コース
先着8名様限定 最大85%OFF

◎◎外科美容クリニック 検索

◎◎美容外科クリニック 〒000-0011 〇区△△1-1-5 ☆ビル3階
0120-111-xxx 診療時間/11:00~22:00 休日/水曜日 <http://www.kirei.hosp.jp>

術前・術後の写真を掲載したり、「〇%OFF」というように料金の値下げを強調する、「切らずに」「痛みがない」など安心・簡単を強調するような広告、「著名人御用達」等の医療機関より優れていると誤認させるような広告が目立つ美容クリニックには注意が必要です。

美容クリニック編

「美容医療」は、美しくなりたいという願望を満たすために「医師」によって行われる緊急性のない「医療行為」です。二重まぶた、リフトアップ、脂肪吸引等のさまざまな施術がありますが「体にメスを入れる」ことがあるため、医師の資格がないとできません。

事例1

「特殊な糸でリフトアップ～切らない手術で若返り」という広告を見て美容クリニックに行った。説明だけ聞いてみるつもりだったが「今日施術をすれば30%OFF」と強く勧められ、その日のうちに手術を受けた。

「切らない手術」ということで、痛みも少ないと言われたが、その後、頭痛や皮膚の引っ張り感などが取れず、まもなくリフトアップの効果も感じられなくなった。契約前に十分な説明があれば手術しなかった。



頬やほうれい線のたるみ

消費者へのアドバイス

年齢を重ねれば誰でもシワが出来たり、皮膚がたるむもの。そのたるみを特殊な糸を使って簡単に顔をリフトアップ出来るというような広告が氾濫しています。

耳の前やこめかみから頬に沿って特殊な糸を通し、たるみをつり上げるなどが主な方法です。

この様な施術では

「糸を通した所が目立つ」「効果がない又は続かない」「左右のバランスが違う」「説明と違って強い痛みがあった」等のケースがトラブルになります。まずは美容クリニックと話し合うことになりますが、トラブルになると精神的な負担も大きく、金銭的にも被害の回復が難しい場合があります。

事例2

脂肪吸引のモニター募集でサイズダウンを強調された広告を見た。長年いろいろなダイエットを試みたが、やせることが出来なかったので「今度こそ!」と思って美容クリニックに行った。

説明を受けた時には効果がありそうだと思いその気になったが、自宅に帰って冷静になるとだんだん怖くなって、契約した日の3日後にやめたいと申し出たら、日を改めて施術するよう勧められた。



消費者へのアドバイス

予定していた施術をやめたいと申し出た時に、「解約出来ない」と断られることがありますが、施術前であれば、いつでも契約をやめることができます。

キャンセル料等については、美容クリニックとの話し合いが必要です。(POINT参照)

POINT

- ✓ 美容目的の施術は病気治療ではないので、健康保険の適用はほとんどなく、契約金額は高額になりがちです。本当に必要な契約か、金額は適正か冷静に検討しましょう。
- ✓ 不安な気持ちなどを十分に聞きとった上で、メリット、デメリット、施術の限界等きちんと説明してくれるか等も美容クリニック選択の目安になります。契約前に情報収集をしましょう。
- ✓ 施術をキャンセルする場合、高額なキャンセル料の請求をされることがあります。本来、美容医療はいつでも契約をやめることが出来ますが、直前のキャンセルなどで美容クリニックに損害を与えた場合には、実損分は支払う必要があります。（「やむを得ない」理由がある場合には、支払いを免れる場合もあります。）
- ✓ 美容医療は自分が望むような結果が約束されたものではありません。「美しくなりたい」「細くなりたい」という願望通りにならないばかりか、重い後遺症が残り「外を歩けなくなった」という事例や、中には生命の危険にさらされるというようなケースもあります。



エステ編

「エステ」には、美顔エステや脱毛エステ、痩身エステなどがありますが、施術するエステティシャンには公的資格はありません。

なお、契約期間が1か月を超え、かつ5万円を超える契約は特定商取引法の適用があります。

事例3

1年間で24回、30万円の美顔コースの契約をした。契約書面を受け取って5日後に、急に大変忙しい部署に異動になり通えなくなった。

事情を説明してエステサロンに解約を申し出たが、時間の変更などをするので契約を続けるように強く勧められた。



消費者へのアドバイス

事例の場合は特定商取引法により次のポイントが挙げられます。

① 契約書面の交付

契約の前には「①概要書面」で、契約内容のあらましを説明し、契約後には「②契約書面」を交付することで、再度契約の内容を確認出来るようにすることが特定商取引法で決められています。書面はよく読みましょう。

概要書面	①

契約書面	②

②クーリング・オフ

契約書面を受け取ってから、8日間以内であれば、自分から店舗に出向いた場合でも無条件で契約をやめることができます。この事例の場合は、契約してから5日目なのでクーリング・オフが可能です。ハガキにクーリング・オフすることを書いて、特定記録郵便か、簡易書留で出します。

クレジット会社と契約している場合には、クレジット会社にもハガキを出します。必ずコピーを取って保管しておきましょう。

クーリング・オフ通知書(例)

次の契約を解除します。
契約日
商品名
販売会社名

平成〇年〇月〇日
〇〇 〇〇子

③中途解約

クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、法律で中途解約が出来ます。解約料にも制限があります。中途解約の際に支払う金額

【サービス開始前】上限2万円

【サービス開始後】「受けたサービス代金」+「使用した商品代金」+「2万円」か「契約残額の10%」のいずれか低い金額

POINT

- 中途解約をしたいと申し出た時、「解約は受け付けられない」と言われ、コースの変更などを勧められることがあります。中途解約に理由は必要ありません。
- 軽い気持ちでエステ店に行って脱毛したらやけどのようになった、発疹が出たなどの事例もあります。高出力のレーザー脱毛は医師がいない所では出来ません。
- 施術内容が「1か月以内で終了若しくは5万円以下の契約」の場合は、特定商取引法の適用はなく、原則として契約書の内容に従うことになります。トラブルになった時は、ご相談ください。

美容医療もエステも「しない方が良かった」と後悔はしたくないものです。店舗では「今日契約すると〇〇%値引きできます」「早く契約した方が良いですよ」などと決断をせかされることもあります。本当に必要なことなのかをじっくり考えてみましょう。契約はくれぐれも慎重に!



相談先

日本美容医療協会 夜間電話相談室 03-3239-9710(毎週木曜日 午後7時~8時半)

エステティック消費者相談センター 03-5212-8805 月・水・金(年末年始・祝祭日は除く) 12:30~17:00

台東区消費者相談コーナー

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月~金 午前9時~午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ④番窓口

電話または来所による相談(相談無料・秘密厳守)



トラブルにあった時は、
早めに消費者相談コーナーへ
ご相談下さい。